## 旧水橋高校跡地の活用に係る基本合意について

## 1 趣 旨

旧水橋高校跡地を正式に水橋地区義務教育学校(仮称)の整備地とすることや、旧水橋高校の建物等の解体に係る費用負担について協議がまとまったことから、県と富山市が基本合意書を締結した。

2 締結日 令和4年6月23日(木)

## 基本合意書の主な内容

- 〉水橋地区義務教育学校(仮称)の整備地は、
  - 旧水橋高校の敷地内とする。
- > 旧水橋高校の土地は、県が 富山市へ有償譲渡する。
- )旧水橋高校の建物解体等に 要した経費は県が負担する。

旧水橋高校(整備予定地)



所在地:富山市水橋中村24番地ほか

面積:52,983㎡

## 統合校整備に係る新たな支援制度について

新しい義務教育統合校の整備事業を円滑に進めるため、高校校舎の解体及び統合校の整備に対する支援制度として新たな仕組みを創設することを、県と富山市で連携協力して、国への要望等を行う。

担当:富山市教育委員会学校再編推進課

電話444-3431

電話443-2241